

戦後フランス憲法前史研究ノート（二）

村 田 尚 紀

〔目次〕

はじめに

第1節 ヴィシー体制

- 〔1〕 ヴィシー体制の成立
- 〔2〕 統治構造（以上、11巻4号）
- 〔3〕 ヴィシー体制の展開
- 〔4〕 小括（以上、本号）

第2節 レジスタンスの展開

- 〔1〕 自由フランス—ロンドンのレジスタンス—
- 〔2〕 国内のレジスタンス
- 〔3〕 レジスタンスの統一—CNR, フランス国民解放委員会—

第3節 レジスタンスの憲法思想

- 〔1〕 問題軸—多様性と統一性
- 〔2〕 CNR綱領

〔3〕 ヴィシー体制の展開

〔2〕で明らかにした対独従属・反共和主義というヴィシー体制の統治構造の特質は、この統治構造が、〔1〕で明らかにしておいた矛盾の一方の側からの解決形態であることを示している。しかしながら、だからといっていわゆるヴィシー派が一つの首尾一貫した国家目標やイデオロギーですっかり統一されていたというわけではない。ヴィシー派は対独降伏と反人民戦線の2点で一致する諸潮流が野合したものに他ならないのである。すなわち、そこには伝統主義的右翼として、アクション=フランセーズのような極右勢力をはじめ、教権

主義の復活を願うカトリック教会のような保守派、軍隊、農民、さらに穏健右派としてブルジョアジーや管理職の指導的部分までが入り、反議会主義的なノン＝コンフォーマリストとしてファッション的な右翼知識人から「左」の者まで、すなわちドリュ＝ラ＝ロシェルや第3共和制下で代表制によってはじきとばされていたフランス社会党(Parti social français)やドリオのフランス人民党といった勢力が結集した。そのほか、共和派や急進社会党、社会党(SFIO)の日和見主義者が結集していた⁽³²⁾。

もっとも、このように様々な潮流によって彩られるとはいえ、基本的にヴィシー体制はペタンとラヴェルの両者に代表される2つの路線(ただし、とくにペタンの構想は必ずしも明確ではない)の対抗の下に運用・展開されたといえよう(もとより、この体制の展開を大局的ないし究極的に規定していたのは、レジスタンスとの力関係であるが)。この観点からヴィシー期は1942年4月を画期として2つの段階に区分できる。以下、順次みてゆこう。

(I) ペタンのヴィシー(1940年7月10日～1942年4月18日)

この段階は、統治構造の側面からみれば、国家元首独裁の段階であり、政治的にはペタンのリーダーシップが通用した段階である。さらにこの段階は1940年12月13日のラヴェル解任を境として2つの小段階に区分されよう。

① 1940年7月10日～1940年12月13日

この時期は、ラヴェルによってペタンの独裁体制が作られた時期で、体制の「法的」枠組となる主な憲法行為はこの時期に整備されている。当時のヴィシー派の課題は、第1に国民革命(Revolution nationale)の原理の樹立と初期改革の開始であり、第2にドイツとの信頼関係の確立であった。2つの課題は、大体、前者がペタン、後者がラヴェルによって推進された。

まず対独関係から見よう。休戦協定は、ヴィシー派の立場から言えばフランスの国家主権を守ったはずなのであるが、〔2〕(I)で指摘したような問題を持っていた。休戦協定の実施はただちにそれを明らかにした。まずフランスは経済条項の実施を求められた。それによってフランスは苛酷な負担をこうむった。休戦協定第18条でフランスが支払うこととされたドイツ占領軍の維持費は、1940年8月8日に1日あたり4億フランとされた。これは1800万人のフランス兵を維持できる巨費であった。しかもドイツ軍は払い込まれた占領費をただちには使わず、フランス企業乗っ取りに転用しようとした。また、ドイツは

自由地区をも徹底的に搾取しようとした。たとえば9月には月3000トンのアルミニウムと2000トンのアルミナをドイツに供給する契約を生産者との直取引で結んでいる。しかも、マルクの相場はフランスからみてせいぜい1マルク＝12フランのところを、ドイツによって1マルク＝20フランと一方的に決められてしまったのである。⁽³³⁾こうしたドイツの苛酷な措置に対して、ヴィシー政府はむしろドイツに協力することで緩和を求めた。すなわち、抵抗によっていたずらにドイツを刺激するよりも積極的な協力によって温情を得る方針を選んだわけである。⁽³⁴⁾10月24日のモントワール協定は、そうした対独協力の立場の宣言である。もっとも、対独協力の解釈をめぐるのはヴィシー政権内部に見解の相違があった。一方は、対独協力やむなしとする消極的賛成派であり、他方は、積極的賛成派である。いずれも休戦協定を支持する点で変わりはなく、対独協力の方針自体がヴィシー政権のものであることには変わりはないが、《モントワール精神》の実現は、敗戦国として戦勝国に協力するのは当然と考える最も積極的な親独派のラヴァルによって独占された。⁽³⁵⁾他方、ドイツ側はモントワール会談を「フランス側がドイツに《協力》するのをのぞんでいるので、以後フランスをほろぼしかねない性格をもつ休戦協定の取り決めを規定どおりに、⁽³⁶⁾容赦なくフランスに適用することがきめられた会談である」と解した。その結果、客観的にはヴィシー政府はドイツ軍のやりたい放題をたすけることになったのである。⁽³⁷⁾ドイツ占領、ヴィシー政府の対独協力によってフランスの国民生活は混乱した。消費物資生産の半減によって9月には厳格に配給制が導入され、その配給量も削減されていく。この貧困の中で、次第に国民の間に占領軍とヴィシーへの批判が生まれてくるのである。⁽³⁸⁾この対独協力の不人気は1940年12月13日のラヴァル解任につながったことは否めないであろう。⁽³⁹⁾

次に国民革命とは何かを見よう。ヴィシー体制の発生史の複雑さを反映して、国民革命もまたいわば二重構造を持っている。すなわち国民革命はイデオロギー的には、古いフランス（農業国としてのフランス）への復帰を主張するモーラス主義の影響を強く受け、過去復帰的・反動的・伝統主義的であり、他方、政策的には、権威主義的改革による新しいフランス（企業経営者のフランス）の建設を目指すものになっていた。少し具体的に見ておこう。

まずイデオロギーの面から見よう。1940年7月10日憲法的法律でも新憲法の基本原理とされている国民革命の《労働、家族、祖国》というスローガンは

「市民たる者は権利意識をすてて義務にめざめるべきであり、自己主張をすてて協力の精神をもつべきであり、要求するのをやめて服従をこととするべきであるということ」を意味し、要するにフランス革命の《自由、平等、友愛》を退けて革命以前のフランスへの復帰を唱えるものである。そのかぎりでは、たしかに資本主義的な反革命ではなく、「革命的伝統全体に対する全面的な反動」として国民革命はあらわれている。しかしながら、伝統主義派には明確な綱領的展望も政策もなかった。そうであるからこそ、政治としての国民革命はイデオロギーとしての国民革命との非和解的対立を回避しえたということになるであろう。

そこで、国民革命による経済改革と社会改革とを簡単にみておく。ヴィシー体制は、7月10日憲法的法律と一連の憲法行為によって近代的・立憲の意味の憲法関係を一掃し、《国家—社会》のデュアリズムを破壊した上に、国民革命の経済改革と社会改革を行う。それは、従来の多元主義的な任意加盟制の団体を廃し、単一の強制加盟制の団体を作ることであった。1940年7月10日～同年12月13日の時期でいえば、組織委員会(Comités d'Organisation)と農民協調組合(Corporation paysanne)の設立という重要な措置が取られている。たしかにこれらの措置は、イデオロギー的には、国民革命の名による正当化が可能であり、またなされたわけである。しかし、これを内容的・政策的にみると、必ずしも反資本主義的・過去復帰的な措置ではなかった。すなわち、1940年8月16日法および同年11月9日デクレは、既存の経営者団体・労働組合を解散し、8月16日法は各産業分野ごとに、同業者から推薦され大臣によって任命される者からなる組織委員会を設けた。組織委員会の任務は、生産計画の決定や原料の統制、労働力の調査、競争に関する適正化規制の制定等々、生産の組織化にあり、国民革命のイデオロギーによれば、これは自由経済の拒否であり、大企業の暴利を阻止することなのであった。しかし、現実には、たとえば工業委員会が事実上戦前の大トラストである鉄鋼委員会(Comité des Forges)から構成されているように、委員会のメンバーは、多くの大実業家からなり、全体として組織委員会は「その初期のイデオロギーから離れて、大企業の経営者の権威—国家の介入によって拘束されるというよりもむしろ強化された権威—を保障」することになったのである。また1940年12月2日法は、農民協調組合という「名前が体制の哲学と非常によく合っている組織」を設けた。これは国民革

命の伝統主義的なイデオロギーをきわめてよく反映した措置であった。12月2日法第1条は、農民協調組合の目的を「精神的、社会のおよび経済的な領域において、農民家族の共同の利益を向上させ、かつ、管理すること」としている。これは、自給自足的な小農的秩序こそ国家目標であるとする、反共であると同時に「反」資本主義的な国民革命のイデオロギーを表明するものと言えよう。しかし現実には、農民協調組合は、1920年代以降の農業の機械化とそれに伴う農村社会の分解を所与の前提として受け入れて、土地所有者、農民、農業労働者をひとからげに包摂していた。組合の代表は、政府の代表との協議の上、農業に関するあらゆる経済問題、社会問題を管理することになっていたが、組合代表には通常地方名望家や国の責任者が選ばれ、結局、農民協調組合は大土地所有者と官僚に支配されることになった。ヴィシー体制下でたしかに農民は相対的に恵まれていたが、国民革命の農業政策は、主要には大土地所有者と官僚と、そしてなによりもドイツの利益にかなったものであったのである。《土地に帰れ》という国民革命のスローガンは、工業国ドイツのためにドイツに代わって農業を受け持つフランスの立場のあらわれであった⁽⁵⁰⁾。

以上、要するにイデオロギーとしての国民革命は政治としての国民革命に裏切られることになるのである。対独協力をめぐってだけでなく、ここにもヴィシー派内部の矛盾があるのである。ヴィシー政府の人事のめまぐるしさはそのあらわれであるとみられよう。

② 1940年12月13日～1942年4月18日

直接的には、1940年11月のアルザス＝ロレーヌのドイツ領編入を契機にラヴァルに対して強まった国民の反発を前に、ペタンはラヴァルの犠牲において世論の支持をつなぎとめようとした。1940年12月13日ペタンはラヴァルを解任し、後任としてフランダンを起用した。しかし、まもなく1941年2月、フランダンもドイツ占領軍の介入によって、ダルランと交代する。このダルランが1942年4月18日ラヴァルと交代するまでが《ペタンのヴィシー》の第2期である。この時期は、《ペタンのヴィシー》から《ラヴァルのヴィシー》への過渡期である。すなわち、統治機構の面からみれば、1941年8月14日の憲法行為第8号および第9号、1941年10月4日の憲法行為が定められて、公務員の国家元首に対する忠誠が義務づけられ、フランス国家元首＝ペタン元帥のイデオロギー的・統合的機能が完成したと言ってよいが実体的な権力はペタンから離れ

つつあり、政策面からみると、ラヴェルの解任にもかかわらず、ヴィシー政府の対独政策に根本的な転換はなく、むしろ対独協力は一層積極化した。他方、国民革命は伝統主義的なイデオロギーからは逸脱し、対独協力とからみあいながら、そしてそれゆえにいよいよ破綻をきたしたしたのである。

まず対独政策からみておく。トムソンは「ダルランの支配は、……待機主義⁽⁵¹⁾的な日和見主義者の……優越を反映していた」としている。たしかにラヴェルの解任に、対独協力に消極的な待機主義の勝利という側面があるにしても、また仮にダルランが主観的に待機主義者であったとしても、しかし、少なくとも客観的には、対独協力はかなり積極的に行われた。ダルランに関しては、「ラヴェルに鶏をくれと要求すると卵しかくれなかったが、ダルランに卵をくれと要求すると鶏がもらえた」という評判がドイツ側にあったと言われるほどである⁽⁵²⁾。たとえばダルランは、フランスがベルギーからあずかっている金のドイツへの引き渡しに応じたり、ボーキサイトを安価でドイツに売ったり、自由地区内の航空機工場にドイツが機材を発注するのを許したりした。軍事的にも、たとえば、1941年5月21日の独・仏軍事協定では、シリアにおけるフランスの軍需物資の4分の3をイラクに譲渡すること（当時イラクではイギリスに対する反乱が起きていた）、ドイツ軍の装備をイラクに輸送するためにシリアの港湾・道路・鉄道を使用すること等々、ドイツの要求するあれこれの措置をフランスがとることに合意した⁽⁵⁴⁾。また、1941年12月22日に、ロンメル軍団が退去する場合チュニジア（フランス領）で受け入れることや、イギリス軍がこれを追撃してチュニジア領内に侵入しようとする場合チュニジア駐屯のフランス軍を出動させる命令を受けるということをドイツ政府に通告している⁽⁵⁵⁾。ダルランは、従来の対独協力政策と同様に、ドイツから様々な譲歩（ドイツ占領軍の維持費負担の廃止やフランス全土の主権の回復、フランス人捕虜の釈放等）をかちとるという名目で、このように様々な対独協力を行ったのであるが、ドイツ側からの譲歩は全く得られなかった。これは、休戦協定でフランスが「ドイツ帝国の利益を保護するために」（休戦協定第2条1項）2分され、ドイツに対して片務的な地位に置かれていたことからすれば、当然の結果である。まして、1941年には戦局の変化に伴って戦争の長期化が予想され、ドイツとしては「ギブ・アンド・テイクの原則の上に立ったフランスの協力には何の興味もいだかなかった」⁽⁵⁷⁾のである。

それでは、国民革命はどうであろうか。ダルランもまたラヴァルと同様、ペタンらの説く国民革命のイデオロギーには共鳴していなかった。それと同時に、ラヴァルの下と同様、ダルランの下でも政治としての国民革命はイデオロギーから乖離しつつ遂行された。まず自由・平等に対する抑圧の点からみると、この時期に警察国家化がかなり進んだ。1940年8月29日法によって設けられた在郷軍人の統一的な組織である《フランス戦士団》の中に1941年2月ダルランの命令で保安隊が作られた。この措置によって、当初は国民革命のイデオロギー装置としての性格が強かった戦士団が、レジスタンスを弾圧する警察的集団と化したのである。また、対独協力とも直接的にからむ国民革命の措置として1941年6月に2番目のユダヤ人取締法を制定させたのもダルランである。⁽⁵⁸⁾ そのほかフリーメーソンや共産党への弾圧も強化された。⁽⁶⁰⁾ ダルランの下での国民革命の経済改革としては、1941年10月の労働憲章の制定が重要である。これは、労資間の階級闘争に代えて、単一の労資協調組合を樹立しようとするもので、ドイツやイタリアの例にならったものである。しかし、労働憲章は、サンディカリスト的、コーポラティスト的等々、きわめて多様な規定を含み複雑であったため、また労資双方からの批判を惹起したため、適用されなかった。⁽⁶¹⁾⁽⁶²⁾

国民革命は1941年春頃から人気を失いはじめた。同年6月の独ソ開戦に呼応しての積極的な対独協力はヴィシー派内部の矛盾を大きくしたが、それより何よりもヴィシー体制と民衆との間の矛盾を大きくした。国民革命は、対独協力の色合いを強めつつ様々な弾圧を通じて、また大資本・ドイツ本位の経済改革を通じて、民衆の利益との矛盾を大きくしたのである。労働憲章の挫折は、裏返せば、労働運動のヴィシーに対する抵抗の昂まりである。レジスタンスは組合の自由を目標として労働組合運動を再結集させることになる。そもそも政治としての国民革命は《フランス的なもの》ではなくフランスをドイツに奉仕させるためのものであったが、ユダヤ人迫害の本格化が直接の契機となって、その本質が明瞭となり、1941年末にはイデオロギーとしての国民革命も支持を失った。⁽⁶⁴⁾

（Ⅱ）ラヴァルのヴィシー

ダルランは、ドイツから譲歩を引き出すという名目で「自ら進んでフランスをもっとも危険な軍事的冒険へまきこもうとして、1年以上もの間ドイツ人の御機嫌をとったが、結局は無駄骨折りに終わった」。⁽⁶⁵⁾ 1942年4月18日ペタンは、

対独関係を考慮して、ダルランをしりぞけて、再びラヴァルを起用した。⁽⁶⁶⁾以後ヴィシー体制はパリ解放まで《ラヴァルのヴィシー》というべき段階に入る。この段階は、1942年4月18日～1944年7月頃と1944年8月の数週間の2つの時期に分かれる。

① 1942年4月18日～1944年解放前夜

この時期に至って、ヴィシー体制の統治機構には重要な変化が生じた。すなわち、もともと国家元首は全権を持っていたにもかかわらず、ペタン自身は実際の政治力をあまり持たない象徴的な存在にとどまり、副首相のラヴァルやダルランらが実権を握ってきたのであるが、そのような伝統主義派＝消極的対独協力派対権威主義的改革派＝積極的対独協力派という実際上の対立がラヴァルの復帰に伴い統治機構上に反映した。1942年4月18日の憲法行為第11号は、それまで法的に見て混同されていた国家元首と首相との機能を区別し、首相職を明確に定めた。これは、法的には国家元首に従属する単なる副首相として政界復帰することをラヴァルが拒否し、自律性と発議権とを備える地位を要求した⁽⁶⁷⁾ことによる。⁽⁶⁸⁾したがって、憲法行為第11号の措置は、その意味では、ヴィシー派内の力関係の単純な反映ではない。むしろ、伝統主義派を権威主義的改革派がやぶったことを意味しているというべきであろう。憲法行為第11号は首相に強力な権限を与えている。すなわち第1項は、「フランスの対内および対外政策の実際の指導」を首相の職務とし、第2項は、首相の発議権や大臣指名権を認めている。たしかに首相もまた国家元首に対して責任を負うことになっており、そのかぎりでは1941年10月4日憲法行為第10号で完成した国家元首独裁体制に変化はないが、従来副首相の事実上の力に過ぎなかったものが首相職として客観的な規範上の力に高められたのであるから、その意味ではこれは大きな変化である。統治者と被治者との関係に着目して言えば、独裁体制には変わりがないが、これは「国家元首の独裁」⁽⁶⁹⁾から「首相の独裁」⁽⁷⁰⁾への変化であると言えよう。

ペタン個人には憲法定権力が残り、また国家元首として首相の活動をコントロールする権限が残ったが、これは「ますます理論上の」⁽⁷¹⁾ものになっていった。ラヴァルの返り咲きに伴い、ペタンは事実上引退したことになるわけである。⁽⁷²⁾第1次大戦の英雄として、また1940年7月フランスを「救った」救国の英雄として神格化され、伝統主義的イデオロギーを体現しつつヴィシー体制を

統合し、「法」的には国家元首としてあらゆる国家行為の源泉となっていたペタンは、しかし、その体現するイデオロギーのゆえに政治（積極的対独協力、政治としての国民革命）から疎外され、1941年末の国民革命の神話の終焉、1942年4月18日憲法行為第11号によって事実上政治生命を失ったことになるのである。ヴィシー体制はこうして新しい段階を迎えるが、この段階は体制の崩壊に向かう段階である。ペタンの事実上の引退によってヴィシー体制は、積極的な対独協力派であるパリ財界すなわちいわゆるパリ＝グループやドリオ主義の影響を受けたテクノクラートのものとなり、イデオロギー的な支柱を失った。⁽⁷³⁾すなわちヴィシー体制はヘゲモニーの危機に直面するのである。

ラヴァルは、イデオロギーとしての国民革命には全く無関心で、ひたすら対独協力を努力した。1942年11月12日ドイツは自由地区を占領し、ヴィシー政権は対外的主権の残滓すらことごとく失った。対独協力は経済的・軍事的・政治的等々あらゆる意味で頂点に達したが、⁽⁷⁴⁾その中でもヴィシー政権のヘゲモニーの危機を深めたという意味で重要なのは、強制労働の問題である。1942年6月22日にラヴァルは、ボルシェヴィズムを阻止するためと称して、ドイツの勝利を支持する旨を表明し、ドイツに抑留されているフランス人捕虜1人を送還するのを見返りにフランス人労働者3人をドイツに送ることとした。9月1日に占領地区で強制労働局が設けられると、ラヴァルは直ちに9月4日に自由地区にも同じ制度を導入した。ラヴァルは、このようにドイツからの要求を先取りすることで、フランスに国家主権があることを示そうとしたのである。9月1日から12月31日の間にドイツへ送られたフランス人労働者は18万6千人であり、トータルでは23万9千人となった。しかし、ドイツはさらに要求する。

1943年1月13日ヒトラーは全体戦争を宣言し、翌14日には25万人の強制労働を要求した。この様な要求に対して、ラヴァルはフランス人捕虜の送還に関しても譲歩しつつ、遂に1943年2月14日「強制役務の設定に関する法律」⁽⁷⁵⁾を定め、違反者に対する厳罰を設けて、ザウッケル（Sauckel、1942年3月21日ヒトラーによって、労働力徴用全権使節に任命された）に「フランスだけがプログラムを100パーセント履行した」と言わせる実績を作ったのである。⁽⁷⁶⁾しかし、強制労働は所期の目的を達成した反面で、全人民に対独協力かそれともレジスタンスか、という選択を迫ることになった。1943年以降65万人のフランス人労働者がドイツにおかれた一方で、国内ではレジスタンスの思想が大衆をとらえ、⁽⁷⁷⁾

力に転化してゆくのである。こうして徴用忌避者からなる対独秘密抵抗組織マキ（Maquis）が作られた。

1943年1月以降ドイツは敗退しはじめる。それに比例してヴィシーの対独協力は進み、1944年にはデア（Déat）やダルナン（Darnand）ら「フランス・ナチス」（A＝ワース）を入閣させ、「ヴィシーはフランス＝レジスタンスに対してドイツと協力する警察国家として終わる」のである。

② 1944年8月

1944年6月6日の連合軍のノルマンディー上陸、東部戦線におけるソ連軍の進撃とあいまって、戦争は最終段階に入った。フランス国内ではレジスタンスが統一を果たし、自力によるパリ解放に向けて準備を進めていた。

このような内外情勢の中で、ドイツの勝利を体制の目標としそれに未来をかけていたラヴェルのヴィシーは機能麻痺に陥った。1944年8月、レジスタンスの指導によるストライキの波と市街戦の中で、ペタンとラヴェルは権限を放棄し、ドイツに助けを求めて逃亡した。パリ解放前に実質的にヴィシー体制は崩壊したのである。

〔4〕 小 括

ここで以上のヴィシー体制の統治形態と展開の素描を簡単にまとめておこう。ヴィシー体制は統治形態からみれば、徹底的な反共和主義（反議会主義、反法治国家等）的な体制として一義的に規定できる。しかし、ヴィシー体制の展開が明らかにするように、統治の内容に分け入ってみると、それは、イデオロギー的には過去復帰的・伝統主義的であり、政策的には旧型資本主義の権威主義的改革を志向する一定の矛盾を含んだ体制であった。この矛盾する2つの側面は、ヴィシー派を形成する2大グループによってそれぞれ表現されていた。ペタンとラヴェルの対立は客観的にはそのような2潮流の対立であった。しかし、この対立は、ヴィシー＝イデオロギー（《労働、家族、国家》、ペタン神話）を担当する伝統主義派が、自らの構想の客観的条件を持たなかった⁽⁷⁹⁾ために政策的構想力を欠いていたことによって、敵対的対立にはならなかった。つまり、ヴィシー体制とは、フランス資本主義の再生・近代化を目指す勢力が、保守派・反動派をイデオロギー担当者として同伴者としつつ（国家元首として全権を有しつつも政治的影響力を実質的には持ちえないペタン）、第

3 共和制下ではきわめて困難であった権威主義的改革を行うための体制であったといえる。

ヴィシー体制下⁽⁸⁰⁾、ペタンが官僚制の打破を唱えたにもかかわらず、テクノラシーは一層強まり、またペタンが大資本の営利活動を非難したにもかかわらず、「トラスト、金融融寡頭制、大会社はかつて経験したこともない程に自由⁽⁸¹⁾に行動することができるようになった」のである。

しかし、ヴィシー体制の諸政策は積極的対独協力も含めて、民衆生活を精神的・経済的に圧迫し、ヴィシー＝イデオロギーはその訴求力を失った。そのようなヘゲモニーの危機下にラヴァルのヴィシーは発足し、終焉に向かっていったわけである。もっとも、活路のない危機というものは存在しない。ヴィシー体制の危機を崩壊に導いたのは、言うまでもなく、対外的には連合軍であり、対内的にはレジスタンスである。そして、第4共和制はレジスタンスによって構想されるのである。以下、節を改めてレジスタンスの憲法思想の形成とその内容を検討してみたい。

（注）

(32) 参照、ワース、前掲書、53頁、ミッシェル、前掲書、141頁以下。Cf. Chapsal, op. cit., pp. 56～58.; Thomson, op. cit., p. 216.; Siegfried, De la III^e à la IV^e République, 1956, p. 82 et s.

(33) 以上、参照、ミッシェル、前掲書、87～89頁。Cf. Defrasne, op. cit., p. 37 et s.

(34) 参照、ミッシェル、前掲書、89～90頁。Cf. Chapsal, op. cit., p. 70.

(35) 参照、ミッシェル、前掲書、91、112頁。

(36) ミッシェル、前掲書、113頁。

(37) たとえば、1940年11月14日の《相殺協定》は、独仏両国の輸出入を均衡させることで通貨の移動を省略しようとするものであったが、実際にはドイツがフランスから輸入する一方で、ベルリンにフランス人名義の預金が多まったが、フランス人はこれを利用できなかった。つまり、相殺協定によって、ドイツはフランスに債務を支払わなくてすんだのである。以上およびその他のモントワール協定の結果について、参照、ミッシェル、前掲書、91～93頁。

(38) 参照、ミッシェル、前掲書、114～115頁。Cf. Defrasne, op. cit., p. 51.

(39) Cf. Chapsal, op. cit., p. 49 et p. 67.

(40) 参照、ミッシェル、前掲書、52頁。

(41) 自由に代わって、出版・ラジオ放送の検閲・監督・抑圧、労働組合の解散等、警察国家が支配し、平等に代わって、ユダヤ人取り締まり、女性差別（婦人労働者の締めだし等）等、様々な差別が支配し、また友愛に代わって、新しいモラルの普及と国家への服従をすすめる官製の青年運動等、権威とヒエラルヒーが支配

した。Cf. Thomson, op. cit., p. 222~223.

(42) Cf. Siegfried, op. cit., p. 89.

(43) Thomson, op. cit., p. 222.

(44) シーグフリードによれば、とりわけラヴァルにとっては、国民革命はレジームの変更であるかぎり、彼の政策を確実にする手段であり、ペタンはラヴァルにとっては手の中の道具にすぎなかった。Cf. Siegfried, op. cit., p. 91.

(45) 参照、『法令資料』136~138頁。

(46) Cf. Chapsal, op. cit., p. 66.

(47) 参照、内山、前掲書、36頁、ミッシェル、前掲書、58頁、田端博邦「ヴィシー体制の産業・労働統制—『労働憲章』を中心に—」前掲『ファシズム期の国家と社会5 ヨーロッパの法体制』、202~208頁。Cf. Thomson, op. cit., p. 223.

(48) 参照、『法令資料』、202~208頁。

(49) Cf. Chapsal, op. cit., p. 66.

(50) 以上、農民協調組合と農業政策につき、参照、内山、前掲書。37頁、ミッシェル、前掲書、57頁、151~154頁。Cf. Thomson, op. cit., p. 222.; Chapsal, op. cit., p. 57 et p. 66.

(51) Thomson, op. cit., p. 217.

(52) 参照、内山、前掲書、44頁、ミッシェル、前掲書、82頁。

(53) 参照、ミッシェル、前掲書、118頁。

(54) 参照、ミッシェル、前掲書、119~120頁、ワース、前掲書、88~89頁。

(55) 参照、ワース前掲書、92頁。

(56) 参照、同上、89頁。

(57) 同上、90頁。

(58) 参照、『法令資料』、68~69頁。

(59) 1941年6月2日法である。参照、『法令資料』、93~95頁。

(60) 以上、参照、ミッシェル、前掲書、49~51頁、117頁。

(61) 1940年10月4日法である。参照、『法令資料』、164~184頁。

(62) 参照、田端、前掲論文、208頁以下。Cf. Chapsal, op. cit., p. 67.

(63) 参照、田端、前掲論文、233頁。

(64) Cf. Chapsal, op. cit., p. 68.

(65) ワース、前掲書、93頁。

(66) 参照、ミッシェル、前掲書、121~122頁。

(67) 参照、『法令資料』、24~25頁。

(68) Cf. Vedel, Droit constitutionnel, 1949, p. 264.

(69) Ibid., p. 260.

(70) Ibid., p. 265.

(71) Ibid.

(72) 参照、ミッシェル、123頁。

(73) それまでペタン元帥に集まっていた国民的支持は、ラヴァル首相誕生以後、失われてゆき、閣僚の中にも辞任する者が続出し、ペタンを支持していたフランス戦士団の団員やフランス社会党の党員の多くがラヴァル不支持に回った。参照、

ミッシェル，前掲書，124頁。

(74) 参照，ミッシェル，前掲書，132～135頁。

(75) 参照，『法令資料』，192～193頁。

(76) 以上，参照，ミッシェル，前掲書，126～127頁，132頁。Cf. Defrasne, op. cit., p. 54～59.

(77) Cf. Chapsal, op. cit., p. 71.

(78) Chapsal, op. cit., p. 73.

(79) 参照，中木，前掲書，133頁。

(80) 参照，ミッシェル，前掲書，59～60頁，ワース，前掲書，86頁。

(81) ワース前掲書，55頁。参照，中木，前掲書，133～134頁，内山，前掲書，36頁，43頁，ミッシェル，前掲書，149頁，ジョアネス「対独協力とレジスタンスの起源」エレンスタイン他『フランス現代史・上』杉江・安藤訳（青木書店，1974年），154頁。Cf. Chapsal, op. cit., p. 55 et p. 66.; Siegfried, op. cit. p. 97～98.

（筆者の住所 〒186 国立市北2-21-1 渡辺方）